

教 義 第 5 4 7 号
平成23年 7月11日

各 教 育 局 長 様

学校教育局義務教育課地域支援担当課長

北海道教育委員会と北海道教育大学等による学生ボランティア派遣に関する
実施要項について

このことについて、別添のとおり定めましたので、貴管内の各市町村教育委員会へ周知
くださるようお願いいたします。

担当：吉田・大畑

TEL 011-231-4111

(内35-768)

北海道教育委員会と北海道教育大学等による学生ボランティア派遣に関する実施要項

(平成22年3月29日 教育長決定)

(平成23年7月11日 一部改正)

(目的)

第1条 この要項は、児童生徒の学習習慣の定着などを図るための市町村等取組に学生ボランティアを派遣することで、教育活動の充実を図ることを目的とする。

(事業等)

第2条 北海道教育委員会は、前条の目的を達成するため、北海道教育大学及び他の大学と、連携し、又は相互理解の下、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 市町村等への学生ボランティアの派遣に関すること。

(2) (1)の他、北海道教育委員会と北海道教育大学との協議により、市町村等の教育現場の活性化に資すると認められる事項に関すること。

(学生の募集手続)

第3条 北海道教育委員会が行う学生ボランティアの募集手続に関しては、学校教育局義務教育課地域支援担当課長が別に定める。

(活動内容等)

第4条 学生ボランティアが市町村等において行う活動内容は、次のとおりとする。

(1) 休日及び長期休業中等における児童生徒の学習習慣の定着のための取組へのサポート

(2) 基本的な生活習慣の定着及び運動習慣の改善等を目的とした取組へのサポート

(3) その他双方が必要と認める事項

(学生の登録)

第5条 北海道教育委員会学生ボランティアバンクへの登録は、学生の応募(学校教育局義務教育課地域支援担当課長が別に定める登録カードの提出)に基づき行うものとする。ただし、北海道教育大学の学生の登録に関しては、北海道教育委員会と北海道教育大学が事前に協議し、双方の合意に基づき行うものとする。

2 登録期間は、登録した日から卒業の日までとする。ただし、北海道教育大学の学生に関しては、毎年度、6月1日(同日後の応募者にとっては登録した日)から翌年の3月31日までとする。

3 学生ボランティアバンクへの登録は、本人の申出により取り消すことができるものとする。

4 北海道教育委員会が行う学生ボランティアバンクの登録データは、次に掲げる項目とする。

(1) 登録番号

(2) 氏名、生年月日、性別、住所及び連絡先

(3) 所属先

(4) 応募動機

(5) 特技、指導可能な教科等

(6) ボランティア活動歴

(7) その他特に必要と認める事項

5 北海道教育委員会は、登録されたデータを適正に管理するものとする。

(学生の派遣依頼)

第6条 学生ボランティアの派遣を希望する市町村等は、別紙により北海道教育委員会に派遣を依頼するものとする。ただし、学校教育局長が別に定める場合は、この限りでない。

(学生の派遣)

第7条 北海道教育委員会は、派遣依頼のあった市町村等と派遣に関する情報を交換するとともに、当該学生ボランティアと連絡調整を行い、学生ボランティアと市町村等との合意の下、派遣を決定するものとする。

(学生への指導等)

第8条 北海道教育委員会は、派遣する学生ボランティアに対し、派遣前に研修を実施する。

2 北海道教育委員会は、派遣期間中の学生ボランティアに対し、適宜、指導助言を行う。

3 北海道教育委員会は、派遣を終了した学生ボランティアに対し、事後指導及び助言を行う。

4 市町村等は、派遣された学生ボランティアに対し、適切な指導を行う。

(窓口)

第9条 市町村等への学生ボランティアの派遣に関する北海道教育委員会の窓口は、学校教育局義務教育課とする。

(費用弁償)

第10条 学生ボランティアには、活動場所までの旅費(交通費、宿泊費)を必要に応じて市町村等から支給する。

(保険の加入及び対応)

第11条 活動中の事故等に対する保険については、原則として派遣を依頼した市町村等が責任をもって加入するものとする。

2 保険の約款等に規定されていない事態が発生した場合は、派遣を依頼した市町村等が責任をもって対応するものとする。

(その他)

第12条 北海道教育委員会と北海道教育大学が連携して実施する市町村等への学生ボランティアの派遣等に関し、この要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方がその都度協議して解決するものとする。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、学校教育局長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成23年7月11日から施行する。

別紙

学生ボランティア派遣依頼書

北海道教育委員会 様

(教育委員会名・団体名)

下記のとおり学生ボランティアの派遣を依頼します。

区分	内 容 等	
派遣先	主催者名	
	住 所	
	電 話	
	F A X	
	担当者名	
派遣期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
派遣者数	名	
支援内容		
主催者として加入するボランティア保険名		
その他		